

川越市告示第 7 0 4 号

市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）に関する督促状を発送しましたが、
別紙に掲げる者は住所及び居所が不明のため送達不能となったので、地方税法
第 2 0 条の 2 及び川越市税条例第 1 8 条の規定により公示します。

なお、この書類は、財政部収税課に保管してありますので、該当者は申し出
て受領してください。

令和 8 年 1 0 月 2 2 日

川越市長 森 田 初 恵

参考（根拠法令、条例）

川越市税条例（昭和二十九年七月一日条例第十九号）より抜粋

（公示送達）

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の二の規定による公示送達は、公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を川越市公告式条例(昭和二十五年条例第二十九号)に規定する掲示板に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）より抜粋

（公示送達）

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。
- 3 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

市・県民税、森林環境税（特徴） 公示送達書

番号	賦課年度	対象年度	期月	送達を受けるべき者の氏名
1	令和8年度	令和8年度	7月分	青木川 株式会社
2	令和8年度	令和8年度	7月分	C L A S 株式会社
3	令和8年度	令和8年度	7月分	株式会社 ケイエムシー
4	令和8年度	令和8年度	7月分	株式会社 志高建設
5	令和8年度	令和8年度	7月分	成達 合同会社
6	令和8年度	令和8年度	7月分	株式会社 フォー・ワン・ファースト